

群馬県社会福祉法人経営者協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会（以下「本会」という）は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人機能強化のための基本的課題を調査検討し、かつ実践をはかり、広く成果を関係者に供し社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(名称および事務所)

第2条 本会は、群馬県社会福祉法人経営者協議会と称し、事務所を群馬県社会福祉協議会内におく。

また、本会は群馬県社会福祉協議会部会委員会規程に基づき、経営者部会とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人経営者相互の情報交換、研鑽、交流
- (2) 社会福祉法人経営者に対する経営・財務・労務等諸問題に関する相談活動
- (3) 社会福祉法人の基盤確立のための調査、研究
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、群馬県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人とし、これを代表する理事長もしくは、これに代わる役員とする。ただし、第14条第1項に規定する群馬県社会福祉法人経営青年会からの推薦者を充てる場合はこの限りとしない。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名された場合には、すでに納入した会費は返還しない。

(退会)

第6条 会員が、本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

(除名)

第7条 会員が、著しく本会の名誉を毀損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員

(定数)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名 (内常務理事1名)
- (4) 監事 2名

2 前項第3号の理事のうち2名は群馬県社会福祉法人経営青年会役員とする。ただし、所属する法人が、群馬県社会福祉法人経営者協議会会員の場合に限る。

(選任)

第9条 会長、副会長、常務理事は、理事会において互選する。

- 2 理事は、総会において、会員の中から選任する。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、理事、監事が会員の資格を喪失した場合には、その理事または監事の後任者を、理事会において補欠として選任することができる。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会の議決した業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長の命を受け業務を掌理する。
- 5 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第11条 本会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(理事会)

第12条 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行に関する事項
- (2) 総会に附議する事項
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長があたる。
- 4 会長は、理事の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 6 理事会の議事は、理事総数の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 7 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、理事会に出席する者に、その権限を委任することができる。

第4章 分科会

(分科会)

第13条 本会に、必要に応じて、分科会を設置することができる。

- 2 分科会に関する規定は、別にこれを定める。

第5章 社会福祉法人経営青年会

(社会福祉法人経営青年会)

第14条 本会に、青年経営者の育成のため、群馬県社会福祉法人経営青年会設置する。

- 2 群馬県社会福祉法人経営青年会は、別に定める会則に基づき自主的に運営されるものとする。

第6章 顧問

(顧問)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て、総会の議決を経た後、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に、助言を与えることができる。

第7章 総会

(総会)

第16条 本会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および予算に関する事項
 - (2) 事業報告および決算に関する事項
 - (3) 規定の制定および改廃に関する事項
 - (4) その他会長が附議した事項
- 4 総会は、年1回以上会長がこれを招集する。
- 5 会長は、会員の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から3週間以内にこれを招集しなければならない。
- 6 総会は、会員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 7 総会の議事は、この会則に別に定めがある場合を除き、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 8 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について代理者にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 9 総会の議長は、その都度会員の互選とする。

第8章 事務局

(事務局)

第17条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、職員若干名をもって組織する。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 前3項のほか、事務局および職員については、別に定める。

第9章 会 計

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第20条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

附 則

- 1 この会則は平成4年3月21日から施行する。
- 2 平成22年4月30日一部改正
- 3 平成25年5月9日一部改正（平成25年7月1日から施行する。）
- 4 平成28年5月13日一部改正
- 5 平成30年5月11日一部改正